

## 11月の開放事業 「アロマワックスサシェ作り」

- ▶期 日=11月22日(日) 午前10時～
- ▶場 所=東館南集会所
- ▶講 師=小野崎 洋子先生
- ▶材料費=500円
- ▶定 員=4人(申込順・町内在住もしくは勤務の方)
- ▶申込期間=11月5日(木)～11月16日(月)



▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159

## 同和問題

### ○同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々が、長年にわたり、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれてきました。明治4年8月の解放令(賤称廃止令)により、法制度上の身分差別はなくなりましたが、その後も「同和地区」「部落」と呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他日常生活で差別を受けることがあり、基本的人権を侵害されてきました。これが「同和問題」といわれるものです。

戦後、同和問題の解決には、国による総合的な施策が必要との考えから、昭和35年に「同和对策審議会」が設置され、昭和40年に答申が出されました。答申はその前文で「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と指摘し、この問題の早急な解決こそ「国の責務」であるとしました。この答申に基づき、昭和44年「同和对策特別措置法」が施行され、国や県、市町村により、生活環境の改善、就労対策、差別意識解消のための啓発等が行われました。この地域改善対策により、住環境等は大きく改善され、同和地区の生活実態面での格差は相当程度改善されました。

### ○今なお残る心理的差別

その一方で、就職や結婚等の際にみられる差別(心理的差別)はいまだに解消されていません。調査会社などを使って身元調査が行われることもあり、これは人権侵害につながる重大な問題です。最近ではインターネット上に同和地区への偏見や差別をあおるような内容が書き込まれるといった問題も起きています。

このような状況をふまえ、平成28年には「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国と地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策を実施することを定めています。

### ○私たちにできること

人権は一人一人のものであり、そして社会みんなのものでもあります。私たち一人一人が正しい認識を持ち、差別を許さない強い心をもって、自分のこととして行動していくことが、同和問題の解決につながります。

○毎年11月11日から12月10日は「人権を考える強調月間」です。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159